

Bearing Inspector for Edgecross 体験版

ソフトウェア使用契約書

本契約は、NTN 株式会社（以下、当社）製ソフトウェア「Bearing Inspector for Edgecross」の体験版（Edgecross®は、一般社団法人 Edgecross コンソーシアムの登録商標です。以下、本ソフトウェア）に適用されます。

本ソフトウェアは記録された媒体の種類に拘わらず、当社が提供するプログラムおよび関連する文書類、それら複製物の全てを意味します。

本ソフトウェアの使用者（ライセンスキー発行申請書の「企業情報」に記載の法人をいいます。以下、使用者）が、以下の内容に全て同意した場合のみ、本ソフトウェアを使用することを許諾します。

第1条（使用权）

1. 当社は、使用者に対し、日本国内において、本契約の有効期間内に限り、本ソフトウェアを体験版として、譲渡不能、再許諾不可かつ、予め特定された1台のコンピュータ上で使用する非独占的な権利を無償で許諾します。
2. 複数のコンピュータで本ソフトウェアを使用する場合には、同時に使用しない場合であっても、使用するコンピュータと同じ数の本ソフトウェアを取得して頂きます。
3. 使用者は、本条第1項に基づき本ソフトウェアを無償で使用するに当たり、当社に対し、当社が指定する本ソフトウェアに関する情報についてフィードバックして頂きます。

第2条（用途）

本ソフトウェアは、産業機械に組み込まれる軸受診断用途として、汎用的に用いられることを前提として設計されています。そのため、以下のような機器・システム等の特殊用途（以下、特殊用途）へは使用頂けません。

- (1) 原子力発電所、その他発電所向け等のインフラへ影響する用途
- (2) 官公庁向け等の特別な品質保証体制が必要な用途
- (3) 航空宇宙、医療、鉄道、燃焼・燃料装置、乗用移動体、有人搬送装置、娯楽機械、安全機械等、生命、身体、財産に影響する用途

第3条（責任の範囲）

1. 当社は、本ソフトウェアと組み合わせて動作する他の製品（コンピュータおよび周辺機器やソフトウェア）に起因する使用、または使用不能から生じるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、その他金銭的損害を含むがこれらに限定されない）に関して一切保証しません。
2. 当社は、本ソフトウェアに不具合（エラーやバグ等）がないこと、および本ソフトウェアの品質および機能が使用者の使用目的に適合することを一切保証するものではなく、本契約に明示されたもの以外、その品質、性能、安全に関する一切の責任（債務不履行責任、契約不適合責任、品質保証責任、不法行為責任、製造物責任を含むがこれらに限定されない）を負いません。本ソフトウェアの導入は使用者の責任で行って頂くものとし、本ソフトウェアの使用およびその結果についても保証せず、本ソフトウェアの使用およびその結果により生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
3. 使用者は、本ソフトウェアを使用するにあたり、あるいは、本ソフトウェアの有償版へ移行するにあたり、使用者の責任において、不具合発生時に働くバックアップやフェールセーフ機能を本ソフトウェア以外でシステム的に実施してください。

第4条（ソフトウェアの仕様変更）

当社は、本ソフトウェアの仕様を予告なく変更することがあります。

第5条（知的財産権）

1. 本ソフトウェアに関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権（第1条第3項のフィードバックによる改良を含む）および所有権は当社に帰属するものであり、使用者

にはいかなる権利も移転するものではありません。加えて、使用者はいかなる権利も主張できません。

2. 本ソフトウェアについて、第三者の特許権その他の知的財産権に対する侵害がないことの保証を行うものではなく、使用者が、本ソフトウェアに関して第三者から知的財産権の侵害の申立て（警告、訴訟の提起を含む）を受けた場合においても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第6条（ソフトウェアの使用）

1. 本ソフトウェアは、一般社団法人 Edgecross コンソーシアムが管理・運営する Edgecross マーケットプレイス（以下、マーケットプレイス）上からダウンロードできますが、ご使用いただくためにはライセンスキーを申請いただく必要があります。
2. 本ソフトウェアのバグフィックスに伴う通知を行う場合がありますが、その場合、マーケットプレイスから最新版のソフトウェアをダウンロードいただく必要があります。但し、お持ちのライセンスキーはそのまま有効となりますので、ライセンスキーの再申請は不要です。
3. 本ソフトウェアは機能向上、あるいは機能追加を目的としたバージョンアップを行うことがあり、バージョンアップしたソフトウェアは、バージョンアップの内容により別のソフトウェアとして扱うことがあります。その場合、ご使用中の本ソフトウェアとは別にバージョンアップ後の体験版をご使用いただけます。ご希望される場合は、別途マーケットプレイスから申請してください。
4. 本ソフトウェアを使用するコンピュータを変更する場合、当社の定める所定の手続きを取っていただいた上で、変更後のコンピュータでご使用いただくためのライセンスキーを取得する必要があります。マーケットプレイス上から体験版のソフトウェアとともにダウンロードできるライセンスキー発行申請手順書に従って、当社までライセンスキーの再発行を申請してください。

第7条（終了）

1. 当社が、本ソフトウェアの事業を終了する場合は、使用者に対し、催告その他手続きを要せず、本契約を終了させることができます。
2. 使用者が本契約に違反した場合、又は本契約を継続し難い事由が生じた場合、当社は催告その他手続きを要せず本契約を解除し、本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

第8条（秘密保持）

1. 使用者は、本契約に基づき提供される本ソフトウェア、マニュアル、ライセンスキーおよび本契約に関連して知り得た当社の情報（以下、秘密情報）を当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、本契約に基づく本ソフトウェアの使用以外の目的に使用することはできません。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると使用者が立証したものは、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 当社から開示される以前に、既に公知であったもの
 - (2) 当社から開示された際、既に使用者が正当に所有していたもの
 - (3) 当社から開示された後、使用者の責によらずに公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの
 - (5) 当社から開示された後、当社の秘密情報を利用することなく、独自に創出したもの

第9条（禁止事項）

1. 使用者が、取得時のダウンロードまたはインストールもしくはバックアップの作成（1部に限る）を除き、本ソフトウェアの全部または一部を複製、流用、転載、改変、翻案することを禁止します。
2. 使用者が、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどの方法で、ソースコードの解読を試みることを禁止します。
3. 使用者が、本ソフトウェアを頒布、通信（出版やインターネット上での公開等を含む）することを禁止します。
4. 使用者が、本ソフトウェアを第2条に定める特殊用途で使用することを禁止します。
5. 使用者が、第三者に対し、本ソフトウェアを譲渡、貸与、使用許諾、レンタルまたはリースすることを禁止します。

6. 使用者が、本ソフトウェアを直接的にも間接的にも日本国の領域外に持ち出し、あるいは送付することを禁止します。

第10条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、使用者が本契約に同意し、当社が本ソフトウェアのライセンスキーを発行したときから30日間とします。ただし、この有効期間は、当社が必要と判断した場合、使用者への通知により延長することがあります。
2. 本契約の終了に拘わらず、第1条第3項は同項に基づくフィードバックが完了するまで、第2条、第3条、第5条、第8条から第12条は本契約終了後もなお、有効に存続するものとします。

第11条（契約終了後の措置）

本契約が第7条第2項に基づき終了する場合、使用者は本ソフトウェアの使用を中止して直ちにコンピュータからアンインストールするものとします。

第12条（合意管轄）

本契約に関連する当社と使用者間の一切の訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所のみ
に訴えを提起することができます。